

鬼怒工水だより(第2号)

発行日:平成25年1月
発行者:栃木県企業局水道課

新年のご挨拶

新年明けましておめでとうございます。
鬼怒工業用水道をご利用いただいております皆様並びに関係の皆様には、日頃から工業用水道事業の推進にご理解とご協力を賜り心から感謝申し上げます。

さて、栃木県企業局では、現在、清原、芳賀及び芳賀・高根沢の3工業団地等に工業用水を供給しており、鬼怒水道事務所においては、皆様に豊富で質の高い水を安価で安心してご利用いただけるよう24時間365日の監視体制のもと、工業用水を安定して供給できるよう努めているところであります。

また、鬼怒工業用水道事業は、栃木県の産業振興に不可欠な基盤整備事業として皆様の活動を支えて行くことが重要な使命であり、将来にわたり皆様に良質な水を安定的にご利用いただけるよう効果的、計画的に施設整備を進めていく必要があります。

つきましては、今後とも、皆様のご意見、ご要望をお聞きしながら、安心してご利用いただける工業用水道事業を目指して、一層の取組を推進してまいりたいと考えておりますので、ご支援・ご指導の程、よろしくお願い申し上げます。

栃木県企業局水道課長 松沼 隆



●工業用水の料金はいくら？

【料金単価】（平成24年4月1日から）

基本料金単価：49.39円/m³

使用料金単価：8.96円/m³

超過料金単価：101.34円/m³

【料金体系】

○基本料金（円／立方メートル）

基本供給水量（契約水量に相当します。）にその月の日数を乗じて得た水量に対し、上記基本料金単価を乗じて得た金額になります。

○使用料金（円／立方メートル）

その月に実際に使用した実供給水量（量水器の読み）に対し、上記使用料金単価を乗じて得た金額になります。

○超過料金（円／立方メートル）

超過水量については、その月の超過水量積算計の読みの水量に対し、上記超過料金単価を乗じて得た金額になります。

※量水器が羽根車式の場合は、その月における実供給水量から、基本供給水量にその月の日数を乗じて得た水量を減じて得た水量に対し、上記超過料金単価を乗じて得た金額になります。

【料金の計算例】

基本供給水量（契約水量）1,000m³/日で、使用期間を30日、実供給水量（量水器の読み）32,000m³、超過水量2,000m³の場合における料金は、次のとおりです。

・基本供給水量：1,000m³/日×30日=30,000m³

・実供給水量：32,000m³

・超過水量：2,000m³

☆1ヶ月の料金＝（基本料金＋使用料金＋超過料金）＋消費税額

＝（30,000m³×@49.39円＋32,000m³×@8.96円＋2,000m³×@101.34円）×1.05

＝（1,481,700円＋286,720円＋202,680円）×1.05＝2,069,655円

★工業用水についてのお問い合わせ★

栃木県企業局水道課

〒320-0033 宇都宮市本町12-11

TEL028-623-3820

FAX028-623-3826

栃木県鬼怒水道事務所

〒329-1233 高根沢町宝積寺1900

TEL028-675-1331

FAX028-675-4818

栃木県企業局水道課ホームページ：<http://www.pref.tochigi.lg.jp/j04/index.html>

●安全安心な工業用水を供給するために！

●運転監視業務

質の高い工業用水を安心してご利用いただけるよう、コンピュータによる集中コントロールのもと、24時間365日の監視を行っています。



●設備の定期点検



施設・設備の不具合や故障を未然に防ぐため、日常点検のほか定期的に点検整備を行っています。
(写真は、左から工水薬品沈澱池汚泥掻寄機点検作業、排泥弁点検作業、電気設備点検作業)

●主な施設・整備工事

◇工事名：浄水場コントロールセンター盤更新工事

工業用水の安定供給を図るため、工水1系沈澱池及び排水処理池等のコントロールセンター盤の更新工事を実施しました。(使用年数：31年経過)
※コントロールセンター盤とは、ポンプや弁などの機器に電源を供給するための設備です。



◇工事名：2系配水池築造工事

異常水質等の事故対策の一方策として、不測の事態でも工業用水が断水しないように、また、万が一断水する場合でも断水時間を短縮できるように、工水配水池を1池増築する工事を実施しています。

(工事期間：平成24年10月～平成26年2月)

